

## 第 32 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 2 月 13 日（月）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員 1 番 安達 英二    2 番 後藤 操    3 番 岩本 孝之    4 番 友岡 康幸  
 5 番 山室加智子    6 番 片山 雅雄    7 番 興梠 正信    8 番 古澤 勝康  
 9 番 佐藤 久康    10 番 興呂木和也    12 番 浅尾 継也  
 13 番 長崎 愛    14 番 大塚 恭徳    15 番 犬塚 久子    16 番 長野 秀輝  
 17 番 増田 生志    18 番 野田 政輝    19 番 渡邊 和徳
- 欠席委員 11 番 長崎 花子
4. 議事日程 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員 局 長 下田 朱美  
 次 長 吉弘 泰彦  
 主 幹 藤野 貴洋

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただきますのでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 18 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 32 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 10 番 興呂木委員、12 番 浅尾委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
局長	<p>はいありがとうございました。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>

議長	只今から第 32 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 10 番の興呂木委員、12 番の浅尾委員を指名します。
議長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 番号 1: 譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転 の贈与となっております。 以上、ご審議をお願いします。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
15 番	議案第 1 号 1 番につきまして 15 番の犬塚が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。申請地は既に売買契約を結ばれており、未登記であり今回正式に申請がなされております。譲受人は地元の担い手農家であり所有権移転の贈与の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。
議長	はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。  (異議なし)
	議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。  (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 番号 1: 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は倉庫で始末書添付と なっております。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
18 番	議案第 2 号番号 1 番について 18 番野田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土

	<p>地の状況については議案書記載のとおりです。申請の農地は既に倉庫が建っており双方で話はまとまっております。転用所有権移転無償の始末書添付という事で、何ら問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について、番号1から番号9並びに番号18から番号22までの新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の20年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年で、相続権者同意書有です。</p> <p>番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の6カ月です。</p> <p>番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の3年です。</p> <p>番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p>

番号 9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 賃借権設定の 3 年です。

番号 10 番から番号 17 番は 再設定の案件になりますので省略致します。

番号 18:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 農地  
中間管理機構 集積一括方式の 10 年です。

番号 19:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 農地中間管理機構 集積一  
括方式の 10 年です。

番号 20:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 農地中間管理機構 集  
積一括方式の 10 年です。

番号 21:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 農地中間管理機構 集  
積一括方式の 10 年です。

番号 22:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 農地中間管理機構 特例  
売買の集積です。

以上、新規案件 14 件 再設定案件 8 件 ご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いしたい  
と思いますが、番号 2 番は委員案件でございますので、委員の退席を求め、先に審  
議致します。

(6 番退席)

1 番 議案第 3 号 2 番につきまして、1 番安達が説明致します。申請人、譲渡人、譲受  
人、記載のとおりでございます。譲受人はアスパラを生産されており規模拡大をさ  
れるようで、譲渡人との間で契約が結ばれるようです。賃借権設定の 5 年というこ  
とで何ら問題は無いと思われれます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願  
い致します

(異議なし)

議案第 3 号番号 2 番 経営基盤強化促進法許可申請について、異議がない方は挙  
手をもってお願い致します。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号番号 2 番は原案どおり可決

	<p>致します。</p> <p>(6 番着席)</p>
議長	<p>引続き議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について、番号 1、番号 3 から番号 9、並びに番号 18 から番号 22 までの新規案件について、地元委員の説明をお願い致します。</p>
3 番	<p>議案第 3 号 1 番につきまして、3 番岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人は村外在住で農地の管理が出来ず、譲渡人と小作契約の話がまとまっております。譲受人は若手の担い手農家でありさらなる農業規模を拡大中であり、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
1 番	<p>議案第 3 号 3 番、4 番につきまして 1 番の安達が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人はご高齢の為、耕作者を探されておられた処、隣接農家の譲受人と契約が出来ております。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
10 番	<p>議案第 3 号 5.6 番につきまして 10 番の興呂木が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲受人は新規就農者でアスパラ農家であり、同じアスパラ農家で地元で活躍されておられる譲渡人と小作契約の話が出来ております。新規就農で規模拡大を図られ賃借権設定をされます。番号 5 につきましては、農業関連資材を仮置き場とし 6 カ月借りられるようです。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
13 番	<p>議案第 3 号 7 番につきまして 13 番の長崎が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人は県外に住まれ、高齢の為、耕作が出来ず耕作される方を探されておりました、地元で盛んに農業を営んでおられる譲受人と今回、小作契約の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
12 番	<p>議案第 3 号 8 番.9 番につきまして 12 番の浅尾が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。8 番は譲渡人が村外に住まれ耕作が出来ずにいたところ、地元で稲作を営まれる、譲受人と賃借権設定 10 年の小作契約が結ばれました。9 番は譲渡人と譲受人は親戚関係で隣接地でもあり、賃借権設定 3 年の契約を結びました。何ら問題は無いと思われます。ご審議ください。</p>
事務局	<p>番号 18 番から番号 22 番まで事務局が説明致します。</p> <p>番号 18 番 19 番につきましては、11 月から 1 月の総会までで審議致しました、立野地区の基盤整備事業関連の農地中間管理事業による集積です。今回ですべて完了いたします。</p>

	<p>行政区等で集落の担い手農家へまとまった農地を農地中間管理事業で集積を行い国の定めた補助金要綱に該当した場合、地域へ国庫補助による機構集積協力金が交付されます。</p> <p>番号 18 はこれまでも総会で度々上程してきましたが、自分から自分自身へ使用貸借する方式です。</p> <p>機構集積協力金の対象面積に充てるためこのような形を取ります。</p> <p>番号 19 番の配分先は県内でも有数な農業法人で、県内の町村での農業経営の実績十分であり活躍されておられ、何ら問題は無いと考えます。</p> <p>番号 20. 21 番につきましては、それぞれ譲渡人が耕作を出来ない事から、中間管理事業による賃借権設定を結ばれます。譲受人は地元で農業を営み、遊休農地を耕作され、規模を拡大しようとされており、大変意欲ある農家です。場所は [REDACTED] 農地と、同じく [REDACTED] 農地です。何ら問題無いと思われま</p> <p>番号 22 につきまして、熊本県農業公社をとおした特例売買となります。この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が担い手であることが条件での、売買となります。</p> <p>譲渡人、譲受人共に税制面での優遇措置を受け、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除の優遇措置があり、譲渡所得については、ほぼ課税は免除されます。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>以上、何ら問題は無いと思われま。 ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、3 月の総会の日程を決めておきたいと思ひます。3 月 10 日金曜日 10 時から 場所は久木野地区の旧久木野庁舎 図書館の LOOP で行いたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は 11 番長崎委員、13 番 長崎委員にお願いしたいと思ひます。その他で委員さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局から何かございませんか。</p>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法等改正の説明（農地取得下限面積の廃止）</li> <li>・令和4年度熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会の再確認。 （2/22（水）13：30～16：10 県立劇場） 役場に11：20分集合で11：30出発 昼食は事前に各自で。 研修を途中抜けて、16：00を目途に立野ダムの現地研修を行う。</li> <li>・農地のあっせん活動と地域計画づくり実践研修会の案内 （3/2（木）13：30 くまもとテルサ） 少数での参加を考えておりますので委員様の一部に出席のご相談をさせていただきます。</li> <li>・活動記録簿の月 6日付け足しの再依頼。</li> </ul>
農政係	農政関連補助事業説明（新規就農者総合対策 経営発展支援事業等）
議長	以上をもちまして第32回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年3月10日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

10番

---

議事録署名委員

12番

---